

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員就業規則</b> (平成16年達示第70号)</p> <p>(前 略) (旅費)</p> <p>第60条 前条の出張に要する旅費については、国立大学法人京都大学旅費規程<u>(平成16年達示第93号)</u>による。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(旅費)</p> <p>第60条 前条の出張に要する旅費については、国立大学法人京都大学旅費規程<u>(平成18年達示第36号)</u>による。</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則</b> (平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略) (旅費)</p> <p>第71条 前条の出張に要する旅費については、国立大学法人京都大学旅費規程<u>(平成16年達示第93号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(旅費)</p> <p>第71条 前条の出張に要する旅費については、国立大学法人京都大学旅費規程<u>(平成18年達示第36号)</u>の定めるところによる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則</b> (平成17年達示第38号)</p> <p>(前 略) (旅費)</p> <p>第63条 前条の出張に要する旅費については、国立大学法人京都大学旅費規程<u>(平成16年達示第93号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(旅費)</p> <p>第63条 前条の出張に要する旅費については、国立大学法人京都大学旅費規程<u>(平成18年達示第36号)</u>の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成18年7月1日から施行する。</p>